

和歌山県では、これまで、平成 16 年（2004 年）に「紀の国障害者プラン 2004」を策定し、計画期間の中間点にあたる平成 21 年には、障害のある人を取り巻く社会環境の変化に対応するため計画内容を見直すなど、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、総合的な障害者施策に取り組んできました。

また、国においては、平成 19 年 9 月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成 23 年の障害者基本法の改正や平成 25 年の障害者差別解消法の制定など批准に向けての法整備等が進められ、同条約は平成 26 年 2 月 19 日に発効しました。

このような障害のある方々を取り巻く状況を踏まえ、今後更に障害者の自立と社会参加を促進し「共生社会」の実現を図るため、「紀の国障害者プラン 2014」を策定しました。

このプランでは、国の障害者基本計画を基本として、社会情勢の変化や制度改正等に的確に対応するとともに、防災対策等の新たな課題に対する取組などを盛り込んでいます。

プランの推進にあたりましては、県、市町村や関係機関が連携し、地域の人々、障害のある人、その家族や支援する人など、県民の皆さんと力を合わせて取り組んでいくことが重要だと認識しております。

最近では、県が率先して行う取組として、県の総合評価落札方式等において、障害者雇用等に配慮した企業等を評価する項目等を追加し、障害のある人の雇用拡大と障害者就労施設等からの物品等の調達を促進し、就労支援につながる取組を行っています。また、県立こころの医療センターでは、夜間・休日の受診相談の体制整備を図るため、精神科救急情報センターの設置を進めています。

このほか、県立医科大学では「みらい医療推進センター」を障害者スポーツ振興の研究拠点として全国に発信しています。

こうした取組は県の取組のごく一部ですが、今後とも、皆さんとともに、障害のある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現を目指し、施策の総合的・計画的な推進を図ってまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願ひいたします。

最後に、このプランの策定にあたり御意見をお寄せいただいた県民の皆さんをはじめ、熱心に御審議いただきました和歌山県障害者施策推進審議会の委員の皆さんに厚くお礼を申し上げます。



平成26年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸